

### Ⅲ 「新しい消費生活に関連する様式の実践」その他多様な課題への機動的・集中的な対応

#### (1) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービス「新しい生活様式」の利用と実践や災害時に係る消費者利益問題への保護・増進の両立対応

項目名	① ④ ④ ————— 経済のデジタル化の深化に伴うデジタル・プラットフォームを介した取引等における・決済の高度化・円滑化への対応消費者利益の確保	担当省庁	消費者庁、内閣官房
-----	---	------	-----------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>デジタル・プラットフォーム事業者の取引の場の提供者としての役割や、デジタル・プラットフォーム事業者から消費者に対する情報提供の在り方について議論するため、令和元年12月から消費者庁にて開催されている「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における議論、「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ―オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日 消費者委員会）や成長戦略フォローアップ（令和元年6月閣議決定）等も踏まえ、関係府省庁等との連携の下で、不適切な取引の防止やより安全な取引の促進など消費者利益の確保の観点から、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、関連法令の見直しを含め新たな法的枠組みに関する検討を行い、必要な法制度の整備などの取組を進める。</p> <p><u>インターネット上における広告の増加に伴い、アフィリエイト広告が多く見られる。アフィリエイト広告については、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」（平成23年10月28日）及び「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日）で法適用の基本的な考え方を明らかにしているものの、現在においても、虚偽・誇大な内容が少なくないと指摘されていることから、アフィリエイト広告のより詳細な実態を把握するため、必要な調査を行う。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会を開催し、論点を整理した上で更に新たな法的枠組みに関する検討を行い、令和3年1月に報告書を取りまとめた。これを踏まえ、消費者庁では法案の検討を行い、令和3年3月5日に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。</u></p> <p><u>「アフィリエイト広告の実態調査」について一部の調査を外務委託し、事業者が一般消費者向けに行うアフィリエイト広告について調査報告書の形で調査結果を受領するなど、実態の把握に努めた。</u></p>
------	---

○ 内閣官房の取組

デジタル市場競争会議及び同会議ワーキンググループにおいて、個人情報等の取得・利用に対する懸念、データの集中による寡占化がもたらす競争への悪影響の懸念を踏まえ、デジタル広告市場（関連する検索やSNS等を含む。）について評価を開始する。

（令和2年度実績）

令和2年6月16日に公表した「デジタル広告市場の競争評価 中間報告」において、競争政策的観点からの課題に加え、消費者の視点からも、デジタル広告市場におけるパーソナル・データの取得・利用に係る懸念として、本人への説明やそれを前提とする本人同意が実効的に機能しているかという課題や、消費者の認知限界を踏まえれば事業者側に適切な配慮や取扱いを求めることが必要ではないかといった課題について、対応の方向性も含め、中間的な整理を行った。今冬に最終報告を取りまとめ、公表する予定。

なお、令和2年度（1月末日時点）において、デジタル市場競争会議を1回、同会議ワーキンググループを9回開催した。

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における検討状況等を踏まえ、今後検討及び整理の予定。</li> <li>・<u>外部委託による「アフィリエイト広告の実態調査」の結果等を踏まえ、今後検討及び整理の予定。</u></li> </ul>														
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p>														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>2</del>3年度</td> <td>・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の<u>検討結果の取りまとめ</u></td> </tr> <tr> <td>令和<del>3</del>4年度</td> <td>・<u>これを踏ま</u>えた新たな法的枠組みに関する検討及び必要な法制度の整備、政策の推進等</td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del>5年度</td> <td>・内閣官房デジタル市場競争本部等との連携も含め、引き続き、本分野の調査等の政策の推進</td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del>6年度</td> <td>・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ― オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日消費者委員会）に掲げられた施策課題の検討・推進</td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del>7年度 以降</td> <td>・<u>「アフィリエイト広告の実態調査」に関する委託調査の結果及び当庁による補足調査の結果を踏まえ、報告書形式での調査結果の公表、事業者等に対する注意喚起等を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del>7年度 以降</td> <td><u>令和6年度までの取組を踏まえ、検討。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> 3年度	・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の <u>検討結果の取りまとめ</u>	令和 <del>3</del> 4年度	・ <u>これを踏ま</u> えた新たな法的枠組みに関する検討及び必要な法制度の整備、政策の推進等	令和 <del>4</del> 5年度	・内閣官房デジタル市場競争本部等との連携も含め、引き続き、本分野の調査等の政策の推進	令和 <del>5</del> 6年度	・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ― オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日消費者委員会）に掲げられた施策課題の検討・推進	令和 <del>6</del> 7年度 以降	・ <u>「アフィリエイト広告の実態調査」に関する委託調査の結果及び当庁による補足調査の結果を踏まえ、報告書形式での調査結果の公表、事業者等に対する注意喚起等を行う。</u>	令和 <del>6</del> 7年度 以降	<u>令和6年度までの取組を踏まえ、検討。</u>
	年度	取組内容													
	令和 <del>2</del> 3年度	・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の <u>検討結果の取りまとめ</u>													
	令和 <del>3</del> 4年度	・ <u>これを踏ま</u> えた新たな法的枠組みに関する検討及び必要な法制度の整備、政策の推進等													
	令和 <del>4</del> 5年度	・内閣官房デジタル市場競争本部等との連携も含め、引き続き、本分野の調査等の政策の推進													
	令和 <del>5</del> 6年度	・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ― オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日消費者委員会）に掲げられた施策課題の検討・推進													
	令和 <del>6</del> 7年度 以降	・ <u>「アフィリエイト広告の実態調査」に関する委託調査の結果及び当庁による補足調査の結果を踏まえ、報告書形式での調査結果の公表、事業者等に対する注意喚起等を行う。</u>													
	令和 <del>6</del> 7年度 以降	<u>令和6年度までの取組を踏まえ、検討。</u>													
<p>○ 内閣官房の取組</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>3</del>2年度</td> <td>デジタル広告市場の競争状況の<u>評価最終報告を踏まえ、今後検討</u></td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del>3年度</td> <td><u>予定。</u></td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del>4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del>5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和<del>7</del>6年度 以降</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>3</del> 2年度	デジタル広告市場の競争状況の <u>評価最終報告を踏まえ、今後検討</u>	令和 <del>4</del> 3年度	<u>予定。</u>	令和 <del>5</del> 4年度		令和 <del>6</del> 5年度		令和 <del>7</del> 6年度 以降	—			
年度	取組内容														
令和 <del>3</del> 2年度	デジタル広告市場の競争状況の <u>評価最終報告を踏まえ、今後検討</u>														
令和 <del>4</del> 3年度	<u>予定。</u>														
令和 <del>5</del> 4年度															
令和 <del>6</del> 5年度															
令和 <del>7</del> 6年度 以降	—														

項目名	② <u>「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進</u>	担当省庁	消費者庁、 <u>内閣官房</u>
-----	---	------	-------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>社会のデジタル化に伴い発生している新たな消費者問題に対応するための知識を消費者に身に付けてもらうため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議での検討等 デジタル化に対応した消費者教育の今後の具体的な推進方策について消費者教育推進会議等の場で検討する。</li> <li>・啓発用デジタル教材の開発 「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえ、アクティブラーニングの考え方を取り入れ、eラーニングやオンライン授業に対応した、啓発用の教材を開発する。</li> <li>・デジタル技術を活用した普及啓発の強化 SNS や PR プラットフォームサービスを利用するなど、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信を行う。</li> </ul> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>消費者教育推進会議の下に、「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を設置（令和2年10月）し、当分科会では、（1）社会のデジタル化を踏まえた、各ライフステージにおいて消費者が身に付けることが望まれる事項、（2）デジタル技術や「新しい生活様式」の普及、各世代の特性等を踏まえた、消費者教育の場や情報発信手法等について検討を行った。</u></li> <li>・<u>令和2年11月から「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」を開催し、各世代（若年者、社会人、高齢者）に対して、デジタル機器サービスに関する消費者被害の予防・拡大防止を図るために、消費者がデジタル技術を用いて自ら知識を習得でき、消費者教育の現場でも活用可能なデジタル教材開発について検討している。</u></li> <li>・<u>新型コロナウイルス感染症に関連して、消費者が不正確な情報に惑わされることがないように、正確な情報を早く消費者へ届けるため、より多くの消費者に直接的に情報を届けるツールとして、LINE 株式会社の協力の下、LINE 公式アカウント「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」を開設した。SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスとして、新型コロナウイルスに便乗した詐欺や悪質商法等の手口とその対処法、新型コロナウイルスに関連した最近の消費生活相談の事例、新しい生活様式に関して消費者として留意すべきポイント等について関係省庁等と連携の上、情報配信した。また、PR プラットフォームを活用して、幅広い WEB メディア等を通じた情報配信にも取り組んだ。</u></li> </ul>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①普及啓発：SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数</p> <p>②デジタル教材：教材を利用した学校での授業実施状況（令和4年度に徳島県で開始）</p> <p>（目標）</p> <p>SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数を令和3年度に20万以上とする。</p> <p><u>（進捗）</u></p> <p>①令和2年度（1月時点）：登録数：6.7万人</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議での検討開始</li> <li>・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始</li> <li>・SNS 公式アカウントでの情報発信開始</li> <li>・PR プラットフォームの利用開始</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>→消費者教育推進会議での結論</li> <li>→デジタル教材の内容決定、開発</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>→PRプラットフォームの利用開始</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教材の授業での利用開始</li> <li>・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度7年度以降</td> <td> <p style="text-align: center;"><u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議での検討開始</li> <li>・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始</li> <li>・SNS 公式アカウントでの情報発信開始</li> <li>・PR プラットフォームの利用開始</li> </ul>	令和3年度4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>→消費者教育推進会議での結論</li> <li>→デジタル教材の内容決定、開発</li> </ul>	令和4年度5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>→PRプラットフォームの利用開始</li> </ul>	令和5年度6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材の授業での利用開始</li> <li>・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</li> </ul>	令和6年度7年度以降	<p style="text-align: center;"><u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</u></p>
年度	取組内容												
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議での検討開始</li> <li>・デジタル教材の内容を検討する検討会の開催、検討開始</li> <li>・SNS 公式アカウントでの情報発信開始</li> <li>・PR プラットフォームの利用開始</li> </ul>												
令和3年度4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>→消費者教育推進会議での結論</li> <li>→デジタル教材の内容決定、開発</li> </ul>												
令和4年度5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>→PRプラットフォームの利用開始</li> </ul>												
令和5年度6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材の授業での利用開始</li> <li>・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</li> </ul>												
令和6年度7年度以降	<p style="text-align: center;"><u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</u></p>												

項目名	③ ④ <del>新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化</del>	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p><del>新型コロナウイルス感染症が拡大している中、消費生活相談の体制強化にむけた「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」の開設、マスク及びアルコール消毒製品に関する転売禁止の措置その他生活関連物資等が必要な消費者に届くようにするための対策、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する事業者への改善要請の措置、LINE 公式アカウントや政府広報等を用いての便乗した悪質商法等に係る注意喚起並びに「新しい生活様式」における買物や外食等に当たっての留意事項の消費者向け周知等を講じてきたところ。</del></p> <p><del>引き続き、消費者被害の状況等を踏まえ、被害防止の徹底や消費者の冷静な対応等を推進するため、正確な情報発信や悪質商法への厳正な対応を進めるとともに、不確かな情報の発信・拡散の抑制等に向けた消費者への普及啓発等の必要な対応を進める。</del></p> <p><del>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の緊急時において、令和2年1月の国内での新型コロナウイルス感染症の確認後、1度目の緊急事態宣言時（令和2年4月7日～5月25日）を中心に実施した次の取組を踏まえて、必要な対応を進める。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・消費生活相談体制の維持・強化</del></li> <li><del>地方消費者行政のための交付金等を通じた消費生活センターの機能維持の支援、消費生活相談の体制強化に向けた「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」（令和2年9月15日終了）及び「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」の開設。</del></li> <li><del>・不当表示への対応・注意喚起</del></li> <li><del>新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関し、当該表示を行っていた事業者に対する改善要請、再発防止の指導及び措置命令を行うとともに消費者に対する注意喚起を実施。</del></li> <li><del>・冷静な購買活動等の呼び掛け</del></li> <li><del>食料品、生活必需品等の物資が必要な消費者に安定的に供給されるための対策を講じるとともに、消費者に対して正しい情報を積極的に発信し、冷静な購買活動等の呼び掛けを実施。</del></li> <li><del>・便乗悪質商法の注意喚起</del></li> <li><del>LINE 公式アカウントや政府広報等を用いての便乗した悪質商法等に係る注意喚起等を実施。消費者被害の状況等を踏まえ、被害防止の徹底や対応等を推進するため、正確な情報発信や悪質商法への厳正な対応を進めるとともに、不確かな情報の発信・拡散の抑制等に向けた消費者への普及啓発等の必要な対応を実施。</del></li> <li><del>・また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知するなど、消費者の需要に即した食品の生産体制を確保するために必要な対策を講じる。この他、農林水産省及び消費者庁と連名で、米トレーサビリティ法の一部の規定について、弾力的に運用する旨を関係機関に通知するなど、米穀等に関する適正かつ円滑な</del></li> </ul>
-------------	---

流通を図るために必要な対策を講じる。

- ・ さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応を踏まえ、必要な実態調査や検討を行うとともに、緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図る。  
具体的には自然災害や人為的災害が新型コロナウイルス感染症の流行下で重複的に発生する緊急時の対応や、自然災害や人為的災害が複合する災害への対応を想定する。

#### (令和2年度実績)

- ・ 消費生活相談体制の維持・強化

消費者ホットライン 188 の接続先変更や地方消費者行政のための交付金等を通じて、消費生活センターの機能維持を支援した。

また、国民生活センターにおいて、新型コロナウイルス感染症対策に特別定額給付金を始めとする給付金等の措置に際しては、「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設し、さらに、新型コロナウイルスワクチンの接種に際しては、「新型コロナウイルスワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、相談体制の強化を図った。

- ・ 不当表示への対応・注意喚起

令和2年6月及び令和3年2月に、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する事業者への改善要請等を実施したことを公表し、消費者への注意喚起を行った。

また、携帯型（首下げタイプ）の空間除菌用品を販売していた5事業者（同年5月）、抗体検査キットを販売していた6事業者（同年12月）に対し、景品表示法の観点からの再発防止等の指導を実施したことを公表し、消費者への注意喚起を行った。

さらに、表示していたアルコール濃度よりも濃度が大幅に下回っていた手指用洗浄ジェルを販売していた1事業者（同年5月）、アルコールスプレーを販売していた1事業者（同年12月）、表示より有効塩素濃度が大幅に低い又は除菌効果を標ぼうする次亜塩素酸水を販売していた9事業者（同月、令和3年3月）、携帯型の空間除菌用品・空気清浄用品を販売していた5事業者（令和2年8月、同年12月、令和3年1月、同年3月）、亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーを販売していた3社（同年3月）、新型コロナ等への効果を標ぼうする健康食品を販売していた1事業者（同月）に対し、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、措置命令を実施した。

- ・ 冷静な購買活動等の呼び掛け

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令直後、一部店舗で食料品等の買いだめが発生したことから、消費者庁、農林水産省及び経済産業省の連名で、過度な買いだめや買い急ぎをしないよう落ち着いた行動の呼び掛けを実施した。  
また、同様に連名で、買物時や外食時における「密」の回避等のお願いや他者の感染防止への配慮等について周知した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、マスクやアルコール消毒製品等が品薄となる中、インターネット上での高額転売が続いたことから、厚生労働省、経済産業省及び財務省と連携して、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づき、令和2年3月にマスク、同年5月にアルコール消毒製品について、購入価格

を超える価格での転売を禁止した。いずれの物資も需給のひっ迫が改善したことから、同年8月に当該規制を解除した。解除後も引き続き食料品、生活必需品等の需給の状況を注視し、必要に応じて関係省庁と連携して対応した。

・便乗悪質商法の注意喚起

消費者被害の状況を踏まえ、行政機関等のなりすまし、身に覚えのない商品の送り付け、インターネット通販トラブル、SNSを通じた悪質商法トラブル等について、複数回に渡り注意喚起した。令和3年2月から3月にかけて、「消費者被害防止キャンペーン」を実施し、テレビCM、新聞等広告、ウェブサイト、オンラインセミナー等を通じた注意喚起を実施した。

・その他

・食品表示法に基づく食品表示基準及び米トレーサビリティ法の一部の規定について、弾力的な運用をする旨、関係機関に通知した。

・消費者教育推進会議において、「緊急時における消費者行動について」（令和3年1月）が取りまとめられ、緊急時における消費者教育を中心として必要と考えられる対応が整理された。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大時に消費者の行き過ぎた言動がみられたこと等も踏まえ、消費者庁ウェブサイトにおいて、消費者が意見を伝える際のポイント等を記載した啓発チラシや有識者コラムを掲載するとともに、SNSによる情報発信を実施した。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた新たな日常が模索される中で、利用が増加している通信販売における「詐欺的な定期購入商法」対策や在宅する機会が多くなっている消費者を狙った送り付け商法への対策を盛り込んだ「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出。

KPI・ 今後の取組予定	【今後の取組予定】	
	○ 消費者庁の取組	
	<b>年度</b>	<b>取組内容</b>
	<b>令和2年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施</u></li> <li>・ <u>緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図るために必要な取組の検討及び実施</u></li> </ul>
	<b>年度</b>	<b>取組内容</b>
	<b>令和3年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地方消費者行政のための交付金等を通じた、消費生活センターの機能維持の支援</u></li> <li>・ <u>国民生活センターにおける相談窓口の設置等による消費生活相談の体制強化</u></li> <li>・ <u>新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品等に係るインターネット広告等の継続的な監視</u></li> <li>・ <u>ワクチン接種に便乗した悪質商法に関する注意喚起を始め、消費者被害の状況を踏まえた悪質商法に関する注意喚起</u></li> <li>・ <u>教材の作成及び情報発信</u></li> <li>・ <u>ポストコロナ社会に対応した消費者向け啓発教材の開発・情報発信</u></li> <li>・ <u>特定商取引法及び預託法等の見直し</u>・<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施</u></li> <li>・ <u>緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図るために必要な取組の検討及び実施</u></li> </ul>
	<b>令和4年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施</u></li> </ul>
	<b>令和5年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急時対応を要するその他の状況下においても円滑な対応を図るために必要な取組の検討及び実施</u></li> <li>・ <u>特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</u></li> </ul>
	<b>令和6年度</b>	
	<b>令和7年度以降</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急時対応を要する状況下においても円滑な対応を図るために必要な取組の検討及び実施</u></li> <li>・ <u>特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</u></li> </ul>	

項目名	④ <u>新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における関係省庁等の連携</u>	担当省庁	<u>消費者庁、農林水産省、経済産業省、財務省、厚生労働省、関係省庁</u>
-----	---	------	--

施策概要	<p><u>○ 消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁の取組</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の緊急時において、食料品、生活必需品等の物資が必要な消費者に安定的に供給されるための対策を講じるとともに、消費者に対して正しい情報を積極的に発信し、冷静な購買活動等の呼び掛けを行う。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令直後、一部店舗で食料品等の買いだめが発生したことから、消費者庁、農林水産省及び経済産業省の連名で、過度な買いだめや買い急ぎをしないよう落ち着いた行動の呼び掛けを実施した。また、同様に連名で、買物時や外食時における「密」の回避等のお願いや他者の感染防止への配慮等について周知した。</u></p> <p><u>○ 消費者庁、厚生労働省、経済産業省及び財務省の取組</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、マスクやアルコール消毒製品等が品薄となる中、インターネット上で高額転売が続いたことから、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)に基づき、令和2年3月にマスク、同年5月にアルコール消毒製品について、購入価格を超える価格での転売を禁止した。いずれの物資も需給のひっ迫が改善したことから、同年8月に当該規制を解除した。解除後も引き続き食料品、生活必需品等の需給の状況を注視し、必要に応じて関係省庁と連携して対応した。</u></p> <p><u>○ 消費者庁、その他関係省庁等との取組</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の緊急時において、これに便乗した悪質商法等に係る注意喚起について、関係省庁と連携し、注意喚起を実施する。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知するなど、消費者の需要に即した食品の生産体制を確保するために必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>この他、農林水産省及び消費者庁と連名で、米トレーサビリティ法の一部の規定について、弾力的に運用する旨を関係機関に通知するなど、米穀等に関する適正かつ円滑な流通を図るために必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>特別定額給付金やワクチン接種に便乗した悪質商法等に関する注意喚起を関係省庁連携により実施した。</u></p> <p><u>また、食品表示法に基づく食品表示基準及び米トレーサビリティ法の一部の規定について、弾力的な運用をする旨、関係機関に通知した。</u></p>
------	--

KPI・  
今後の取組予定

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施</u>
<u>令和4年度</u>	
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> <u>以降</u>	<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施</u>

○ 消費者庁、農林水産省、経済産業省の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施</u>
<u>令和4年度</u>	
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> <u>以降</u>	<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応の実施</u>

項目名	⑤ 特定商取引法等の執行強化等【再掲】	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	---------------------	------	------------

<p><b>施策概要</b></p>	<p><b>○ 消費者庁、経済産業省の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法及び預託法の執行強化</li> </ul> <p><u>悪質商法等による消費者被害を防止するため、関係機関等とも連携し、特定商取引法及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律62号。以下「預託法」という。）を厳正かつ適切に執行する。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>令和2年度においても、関係機関等と連携の上、特定商取引法に基づき、厳正かつ適切に行政処分を行った。</u></p> <p><b>○ 消費者庁の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法及び預託法の見直し</li> </ul> <p><u>消費者のせい弱性を狙った悪質商法への対策強化、経済のデジタル化・国際化に対応したルール整備について、有識者による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催して議論を行い、令和2年夏までに一定の結論を得た上で、具体的な制度設計を行う。その際には、悪質なお試し商法・定期購入といった詐欺的な通信販売に対する実効的な対策についても検討を行い、具体的な制度設計を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> </ul> <p><u>悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して、特定商取引法及び預託法に基づき迅速かつ厳正に対処するとともに、上記の検討委員会にて実効的な法制度の在り方や体制強化を含む法執行の在り方について令和2年度夏までに一定の結論を得た上で、具体的な制度設計を行う。また、悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して関係機関等と連携強化を継続して実施・検討していく。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>令和2年2月から同年8月まで、「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催し、報告書を取りまとめた。報告書等を踏まえ「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した。消費者の利便性の向上やデジタル技術を活用した消費者利益の擁護増進の観点から、本法案には、事業者が交付しなければならない契約書面等については、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能とすること等を盛り込んでいる。また、契約書面等の電磁的方法による提供に加えて、消費者から事業者へのクーリング・オフについても、電磁的記録で行うことを可能とすることとしている。</u></p>
--------------------	---

**KPI・  
今後の取組予定**

**【KPI】**

- ①特定商取引法による行政処分件数
- ②預託法による行政処分件数

**(目標)**

特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行

**(進捗)**

①令和3年1月31日時点：66件（業務停止命令：25件、指示：26件、業務禁止命令：15件）（令和元年度：89件（業務停止命令：26件、指示：30件、業務禁止命令：33件））

②令和3年1月31日時点：0件（令和元年度：0件）

**(定義)**

特定商取引法による行政処分件数は、法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したものである。

**【今後の取組予定】**

○ 消費者庁、経済産業省の取組

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 特定商取引法及び預託法等の見直し</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>
（令和7年度以降）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>

項目名	⑥ 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進【再掲】	担当省庁	警察庁、総務省、金融庁
-----	--	------	-------------

施策概要	<p><u>○ 警察庁、総務省、金融庁の取組</u></p> <p><u>特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。</u></p> <p><u>特殊詐欺に利用された固定電話番号については、警察からの要請があった場合に、電気通信事業者において、その利用を停止するなどの取組を行う。</u></p> <p><u>様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。</u></p> <p><u>金融機関に対し、特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止のための取組を一層促進する。</u></p> <p><u>また、同様の観点から、金融機関における特殊詐欺への対応状況の検証を行う。</u></p> <p><u>金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき公表を行う。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 架空料金請求詐欺や金融商品詐欺等の特殊詐欺の取締りを推進した。</u></li> <li><u>・ 携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進した。</u></li> <li><u>・ 特殊詐欺の犯行に利用された固定電話番号の利用停止要請を行うなどの取組を推進した。</u></li> <li><u>・ 新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺を含めて、様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、被害防止のための広報啓発活動を推進した。</u></li> <li><u>・ 金融機関に対し、特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き実施した。</u></li> <li><u>・ 金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、当該情報提供の状況等につき公表した。</u></li> </ul>
------	---

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

①架空料金請求詐欺

ア) 認知状況 (認知件数、被害額)

イ) 検挙状況 (検挙件数、検挙人員)

②金融商品詐欺の認知状況、検挙状況

ア) 認知状況 (認知件数、被害額)

イ) 検挙状況 (検挙件数、検挙人員)

(進捗)

①ア) 令和2年 (暫定値) : 認知件数 1,997 件 (前年同期比-1,536 件)、被害額 79.6 億円 (前年同期比-19.0 億円) (令和元年 : 認知件数 3,533 件、被害額 98.6 億円)

イ) 令和2年 (暫定値) : 検挙件数 491 件 (前年同期比-890 件)、検挙人員 160 人 (前年同期比-450 人) (令和元年 : 検挙件数 1,381 件、検挙人員 610 人)

②ア) 令和2年 (暫定値) : 認知件数 62 件 (前年同期比+35 件)、被害額 4.2 億円 (前年同期比+2.2 億円) (令和元年 : 認知件数 27 件、被害額 : 1.9 億円)

イ) 令和2年 (暫定値) : 検挙件数 36 件 (前年同期比+6 件)、検挙人員 34 人 (前年同期比+10 人) (令和元年 : 検挙件数 30 件、検挙人員 24 人)

【今後の取組予定】

○ 警察庁、総務省、金融庁の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	<u>・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り</u>
<u>令和4年度</u>	<u>・犯行ツール対策の推進</u>
<u>令和5年度</u>	<u>・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進</u>
<u>令和6年度</u>	<u>・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等</u>
<u>令和7年度以降</u>	<u>・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り</u> <u>・犯行ツール対策の推進</u> <u>・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進</u> <u>・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等</u>

<b>項目名</b>	<b>⑦ 被害の拡大防止を意識した悪質商法 事犯の取締りの推進【再掲】</b>	<b>担当省庁</b>	<b>警察庁</b>
------------	---	-------------	------------

<b>施策概要</b>	<p><b>○ 警察庁の取組</b></p> <p><u>悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による、「販売預託商法」を含む悪質商法事犯の早期把握に努めるとともに、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進等による早期事件化により、被害の拡大防止を図る。</u></p> <p><b>（令和2年度実績）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>関係行政機関との連携強化等により、新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した悪質商法を含め、悪質商法事犯の早期把握に努めた。</u></li> <li>・ <u>合同・共同捜査の推進等により早期事件化するとともに、金融機関に対し、悪質商法に利用された預貯金口座の情報提供を行い、被害の拡大防止を図った。</u></li> </ul>												
<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<p><b>【KPI】</b></p> <p><u>悪質商法事犯の取締状況</u></p> <p>①利殖勧誘事犯</p> <p>②特定商取引等事犯</p> <p><b>（進捗）</b></p> <p>①令和2年：確認中（令和元年：41 事件、検挙人員：176 人）</p> <p>②令和2年：確認中（令和元年：132 事件、検挙人員：230 人）</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p><b>○ 警察庁の取組</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td><u>関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td><u>を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td><u>期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td><u>供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td><u>関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」</u> <u>を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早</u> <u>期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提</u> <u>供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	<u>関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」</u>	令和4年度	<u>を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早</u>	令和5年度	<u>期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提</u>	令和6年度	<u>供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</u>	令和7年度 以降	<u>関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」</u> <u>を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早</u> <u>期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提</u> <u>供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</u>
年度	取組内容												
令和3年度	<u>関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」</u>												
令和4年度	<u>を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早</u>												
令和5年度	<u>期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提</u>												
令和6年度	<u>供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</u>												
令和7年度 以降	<u>関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」</u> <u>を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早</u> <u>期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提</u> <u>供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</u>												

<b>項目名</b>	<b>⑧ ヤミ金融事犯の取締りの推進【再掲】</b>	<b>担当省庁</b>	<b>警察庁</b>
------------	----------------------------	-------------	------------

<b>施策概要</b>	<p><b>○ 警察庁の取組</b></p> <p><u>ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。</u></p> <p><b>(令和2年度実績)</b></p> <p><u>ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図った。</u></p>												
<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<p><b>【KPI】</b></p> <p><u>ヤミ金融事犯の取締り状況（事件数、検挙人員）</u></p> <p><b>(進捗)</b></p> <p><u>令和2年：確認中（令和元年：ヤミ金融事犯 639 事件、検挙人員 724 人）</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p><b>○ 警察庁の取組</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td><u>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td><u>・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td><u>・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td><u>拒否に関する情報提供</u> <u>・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の</u> <u>予防</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td><u>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</u> <u>・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供</u> <u>・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供</u> <u>拒否に関する情報提供</u> <u>・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の</u> <u>予防</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	<u>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</u>	令和4年度	<u>・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供</u>	令和5年度	<u>・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供</u>	令和6年度	<u>拒否に関する情報提供</u> <u>・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の</u> <u>予防</u>	令和7年度 以降	<u>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</u> <u>・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供</u> <u>・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供</u> <u>拒否に関する情報提供</u> <u>・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の</u> <u>予防</u>
年度	取組内容												
令和3年度	<u>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</u>												
令和4年度	<u>・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供</u>												
令和5年度	<u>・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供</u>												
令和6年度	<u>拒否に関する情報提供</u> <u>・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の</u> <u>予防</u>												
令和7年度 以降	<u>・ヤミ金融事犯の徹底した取締り</u> <u>・ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供</u> <u>・携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供</u> <u>拒否に関する情報提供</u> <u>・プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の</u> <u>予防</u>												

項目名	⑨ 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応【再掲】	担当省庁	消費者庁
-----	-----------------------------	------	------

<p><u>施策概要</u></p>	<p><u>○ 消費者庁の取組</u></p> <p><u>悪質な通信販売事業者に対して、特定商取引法に違反する事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処する。また、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売に係る特定商取引法の周知・啓発を実施するほか、通信販売事業者に対し、不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し、ウェブサイトの削除等を促す。</u></p> <p><u>また、通信販売広告の監視強化のため、関係団体との情報交換を機動的に実施する。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>令和2年度も悪質な通信販売事業者に対して特定商取引法に基づき、厳正かつ適切に行政処分等を行った。</u></p>
--------------------	---

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ①改善指導件数
- ②特定商取引法による行政処分件数

(目標)

悪質事案に対して迅速かつ厳正に対処  
特定商取引法等の厳正かつ適切な執行

(進捗)

- ①令和3年1月31日時点：994件（令和元年度：1,023件）
- ②令和3年1月31日時点：34件（業務停止命令：16件、指示：16件、業務禁止命令：2件）（令和元年度：5件（業務停止命令：1件、指示：3件、業務禁止命令：1件））

(定義)

- ①インターネット通信販売及びテレビ通信販売の運営事業者等の特定商取引法の遵守状況の調査（委託事業）を行い、同法違反の疑いがある事業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。
- ②特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したものの。

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行
<u>令和4年度</u>	
<u>令和5年度</u>	・通信販売広告に関する関係団体との意見交換
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> <u>以降</u>	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行 ・通信販売広告に関する関係団体との意見交換

項目名	⑩ <u>生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進【再掲】</u>	担当省庁	厚生労働省
-----	----------------------------------	------	-------

<p><u>施策概要</u></p>	<p><u>○ 厚生労働省の取組</u></p> <p><u>生活困窮者自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>生活困窮者自立相談支援事業等を実施。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する方に緊急小口資金等の特例貸付を実施するとともに、住まいの確保を支援するため住居確保給付金の支給対象の拡大等を行った。</u></p>
--------------------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ① 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数
- ② 任意の法定事業の実施率
  - ア) 就労準備支援事業
  - イ) 家計改善支援事業
  - ウ) 一時生活支援事業
  - エ) 子どもの学習支援事業

(進捗)

- ① 令和2年度：確認中（令和元年度：248,398件）
- ② ア) 令和2年度：確認中（令和元年度：54%）
  - イ) 令和2年度：確認中（令和元年度：53%）
  - ウ) 令和2年度：確認中（令和元年度：32%）
  - エ) 令和2年度：確認中（令和元年度：62%）

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	<u>・生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進</u> <u>・就労準備支援事業、家計改善支援事業の全国の実施の促進</u>
<u>令和4年度</u>	<u>生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な</u>
<u>令和5年度</u>	<u>実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進</u>
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> <u>以降</u>	<u>生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業の着実な</u> <u>実施等による生活困窮者に対する包括的な支援の推進</u>

項目名	① IT・AI を活用した民事紛争解決の 利用拡充・機能強化【再掲】	担当省庁	内閣官房、法務省、 消費者庁、関係府省 庁等
-----	---------------------------------------	------	------------------------------

施策概要	<p><u>○ 内閣官房、法務省の取組</u></p> <p><u>紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する「ODR 活性化検討会」における検討結果を踏まえて、IT・AI を活用した ODR などの民事紛争解決の利用拡充に向けた官民一体となった取組を進める。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>法務省に「ODR 推進検討会」を設置し、ODR の推進に向けた裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連の規律の見直しや民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与等について検討を進めた。</u></p> <p><u>○消費者庁の取組</u></p> <p><u>内閣官房により開催された「ODR 活性化検討会」での議論の経過等を踏まえ、各地域の消費生活センターにおいて SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行等を進める。</u></p> <p><u>次期 PIO-NET の刷新に際し、AI 技術等を活用したチャットボット機能や、相談情報の登録時のキーワード付与機能の効率化を検討した上で、導入に向けて取り組む。また、次々期の PIO-NET の刷新に向け、新しい技術の活用などについて検討する。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・地方消費者行政のための交付金等を通じて、地方公共団体による SNS 等を活用した相談受付体制の構築を支援した。</u></li> <li><u>・AI 技術の活用したチャットボット機能の実証実験として、国民生活センターLINE 公式アカウント上に AI チャットボットを実装し、消費者からの自由記述による質問に対して、関連する FAQ の情報提供を実施予定（実施期間は令和3年1～3月の約3ヵ月）。実証実験の成果は、消費者への情報提供や相談など各業務のデジタル化の検討に活用していく。</u></li> <li><u>・徳島県及び広島市において、SNS を活用した消費生活相談の実証実験を実施（11月～1月）</u></li> </ul>
------	---

**KPI・  
今後の取組予定**

**【KPI】**

令和元年度、内閣官房において開催した「ODR 活性化検討会」の取りまとめ等を参考に今後検討。

**(進捗)**

法務省に「ODR 推進検討会」を設置し、ODR の推進に向けた裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連の規律の見直しや民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与等について検討を進めた。

**【今後の取組予定】**

○ **内閣官房の取組**

年度	取組内容
令和3年度	IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する基本方針の推進

○ **消費者庁の取組**

年度	取組内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS を活用して消費生活相談を受け付けることを実現するための試行</li> <li>・AI 技術等を活用したチャットボット機能の実証実験や相談情報の登録時のキーワード付与の効率化等を検討</li> <li>・次期PIO-NET の刷新の実施</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援</li> </ul>
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	地方消費者行政のための交付金等を通じ、地方公共団体によるSNS を活用した相談受付体制の取組を支援

<p><b>項目名</b></p>	<p>⑫ 国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化</p>	<p><b>担当省庁</b></p>	<p><b>消費者庁</b></p>
-------------------	---	--------------------	--------------------

<p><b>施策概要</b></p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経路相談を強化するとともに、お昼の消費生活相談、「消費者ホットライン」を通じた消費生活センター等のバックアップに取り組む。国民生活センターによる消費者相談110番（災害時や特定テーマでの専用消費者相談）について、消費者の被害状況等に鑑みて、相談を実施するテーマ等を検討し、相談対応を行う。こうした相談支援については、全国消費生活センター所長会議等を通じて各消費生活センターのニーズをくみ取り、消費者庁、各消費生活センター等と十分連携した上で行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>国民生活センターでは、コロナ禍の中、一時的に人員を縮小しながらも、経路相談、平日バックアップ相談にて地方支援に取り組んだ。また、新型コロナウイルス特別定額給付金に関連した消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、令和2年5月1日から「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」をフリーダイヤルにて開設した。同年7月21日からは、令和2年7月豪雨の相談を受け付けるため、同ホットラインの名称を「給付金・豪雨関連消費者ホットライン」と変更し、それぞれ同年9月15日まで対応した。</u></p>
--------------------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

・相談支援の実施状況

※令和元年12月時点の状況

14,176件（経由相談件数：5,313件、平日バックアップ相談件数：2,691件、お昼の消費生活相談件数：1,807件、休日相談件数：4,365件）

・被害状況にかんがみた消費者相談110番の実施状況

※令和2年3月時点の状況

令和元年秋に発生した台風第15号、第19号、その後の一連の大雨等に関連する消費者相談を受け付ける「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を令和元年11月1日から12月13日まで開設し、140件の相談を受け付けた。

①相談支援の実施状況

ア) 経由相談件数

イ) 平日バックアップ相談件数

ウ) お昼の消費生活相談件数

エ) 休日相談件数

②被害状況に鑑みた消費者相談110番の実施状況

(進捗)

①令和2年度（1月末登録分）13,174件（令和元年度（3月時点）：19,365件）

ア) 令和2年度（1月末登録分）：4,941件（令和元年度（3月時点）：7,006件）

イ) 令和2年度（1月末登録分）：3,233件（令和元年度（3月時点）：3,896件）

ウ) 令和2年度（1月末登録分）：953件（令和元年度（3月時点）：2,580件）

エ) 令和2年度（1月末登録分）：4,047件（令和元年度（3月時点）：5,883件）

\*お昼の消費生活相談は新型コロナウイルス感染拡大防止のために4月10日から6月12日まで休止、令和2年7月豪雨関連消費者ホットライン開設のため7月21日から9月15日まで休止した。

②令和2年度（11月時点）：

ア) 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

（令和2年5月1日（金）～9月15日（火）、開設日数 休日含む138日間）

給付金相談件数 苦情等PIO-NET登録件数：731件

コールフローシステム対応件数含む全件：22,105件

イ) 令和2年7月豪雨関連消費者ホットライン

（令和2年7月21日（火）12時～9月15日（火）、開設日数：休日含む57日間）

豪雨相談件数：6件

※令和元年度：「令和元年秋台風関連消費者ホットライン（令和元年秋に発生した台風第15号、第19号、その後の一連の大雨等に関連する消費者相談を受付）」を令和元年11月1日から12月13日まで開設し、140件の相談を受け付けた。

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
<u>令和3-2年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センターにおいて、経由相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン188」を通じた消費生活センター等のバックアップを実施</li> </ul>
<u>令和4-3年度</u>	
<u>令和5-4年度</u>	
<u>令和6-5年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センターにおいて、被害状況に鑑みて消費者相談110番を適宜実施</li> </ul>
<u>令和7-6年度以降</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センターにおいて、経由相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン188」を通じた消費生活センター等のバックアップを実施</li> <li>・国民生活センターにおいて、被害状況に鑑みて消費者相談110番を適宜実施</li> </ul>

## (2) デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立

項目名	① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応 ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現	担当省庁	経済産業省、金融庁、消費者庁
-----	--	------	----------------

施策概要	<p><u>○ 経済産業省の取組</u></p> <p>令和元年10月から令和2年6月まで実施するキャッシュレス・ポイント還元事業については、多くの消費者の方に安全・安心に御利用いただくことが重要である一方で、本事業を悪用した詐欺行為や不適切な営業に関し、複数件の報告を受けている。このため、当該事業のウェブサイトや周知ポスター、チラシ等により、不正事案に関する注意喚起を行うとともに、消費者庁等とも連携しながら、適切な注意喚起を行っていく。<u>事業終了後についても、引き続きキャッシュレス決済の安全・安心な環境の実現に向けた周知等を行っていく。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>キャッシュレス・ポイント還元事業における事業ホームページや周知ポスター、チラシ等の中に消費者に対する不正事案等に関する注意喚起事項を記載し、注意喚起を行った。また、消費者庁等とも連携し、注意喚起を要する事案が発生した際には地方自治体等へ周知を行える体制を構築した。</u></p> <p><u>○ 金融庁の取組</u></p> <p>スマートフォン等を用いた新たな決済サービスの利用による利便性の向上に配慮しつつ、関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>不正利用やシステム障害等の事案の発生を受け、主要なスマートフォン決済サービスを営む事業者に対して行ったシステムリスク管理態勢の実態把握(令和元年度)において、リスクに応じた利用者認証方式や不正取引の監視体制、キャンペーン時に増加する取引量へのシステム対応等に課題が見られたこと等を踏まえ、セキュリティ対策の向上・システムの安定稼働を促すとともに、「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」の改正(令和2年6月)を行った。</u></p> <p><u>また、資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、銀行や資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行い(令和2年9月)、銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施するとともに(令和2年9月、10月)、預金取扱金融機関に対して、銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況等の実態把握のため、全国銀行協会と連携して実施した調査の調査結果を公表した(令和2年12月)。さらに、「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正した(令和3年2月)。</u></p>
------	---

○ 消費者庁の取組

「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応として、多様化・複雑化しているキャッシュレス決済における事業者（決済代行事業者や立替払事業者）の実態調査を実施し、調査結果を踏まえ消費者向け啓発資料等を作成するなど必要な対策を講じる。

（令和2年度実績）

複雑化しているキャッシュレス決済に介在する事業者の実態及び消費生活センターへ寄せられる相談事例について調査を実施した（とりまとめは、令和3年3月末予定）。

KPI・  
今後の取組予定

**【KPI】**

キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応（事業者の現況調査）

**（目標）**

事業者の現況調査結果を令和2年度にとりまとめ、必要な施策を令和3年度から講じる。

**（進捗）**

令和2年度：実態調査を実施（調査対象期間：令和2年度末まで）

**【今後の取組予定】**

○ 経済産業省の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	キャッシュレス決済における不正事案等に関する消費者向けの周知等
<u>令和4年度</u>	
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> 以降	<u>キャッシュレス決済における不正事案等に関する消費者向けの周知等を必要に応じて実施</u>

○ 金融庁の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	決済サービスを提供する事業者における新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態等を踏まえ、必要な対応を実施
<u>令和4年度</u>	
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> 以降	<u>決済サービスを提供する事業者における新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態等を踏まえ、必要な対応を実施</u>

○ 消費者庁の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	<u>キャッシュレス決済に係る調査結果を踏まえて必要な対策の検討・実施。</u>
<u>令和4年度</u>	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じて既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> 以降	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じて既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>

<p><b>項目名</b></p>	<p>① <u>経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応</u>  <u>イ デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保【再掲】</u></p>	<p><b>担当省庁</b></p>	<p>消費者庁、内閣官房</p>
-------------------	--	--------------------	------------------

<p><b>施策概要</b></p>	<p><b>○ 消費者庁の取組</b></p> <p><u>デジタル・プラットフォーム事業者の取引の場の提供者としての役割や、デジタル・プラットフォーム事業者から消費者に対する情報提供の在り方について議論するため、令和元年12月から消費者庁にて開催されている「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における議論、「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ―オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―（平成31年4月18日 消費者委員会）や成長戦略フォローアップ（令和元年6月閣議決定）等も踏まえ、関係府省庁等との連携の下で、不適切な取引の防止やより安全な取引の促進など消費者利益の確保の観点から、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、関連法令の見直しを含め新たな法的枠組みに関する検討を行い、必要な法制度の整備などの取組を進める。</u></p> <p><u>インターネット上における広告の増加に伴い、アフィリエイト広告が多く見られる。アフィリエイト広告については、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」（平成23年10月28日）及び「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日）で法適用の基本的な考え方を明らかにしているものの、現在においても、虚偽・誇大な内容が少なくないと指摘されていることから、アフィリエイト広告のより詳細な実態を把握するため、必要な調査を行う。</u></p> <p><b>（令和2年度実績）</b></p> <p><u>デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会を開催し、論点を整理した上で更に新たな法的枠組みに関する検討を行い、令和3年1月に報告書を取りまとめた。これを踏まえ、消費者庁では法案の検討を行い、令和3年3月5日に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。</u></p> <p><u>「アフィリエイト広告の実態調査」について一部の調査を外部委託し、事業者が一般消費者向けに行うアフィリエイト広告について調査報告書の形で調査結果を受領するなど、実態の把握に努めた。</u></p> <p><b>○ 内閣官房の取組</b></p> <p><u>デジタル市場競争会議及び同会議ワーキンググループにおいて、個人情報等の取得・利用に対する懸念、データの集中による寡占化がもたらす競争への悪影響の懸念を踏まえ、デジタル広告市場（関連する検索やSNS等を含む。）について評価を開始する。</u></p>
--------------------	---

(令和2年度実績)

令和2年6月16日に公表した「デジタル広告市場の競争評価 中間報告」において、競争政策的観点からの課題に加え、消費者の視点からも、デジタル広告市場におけるパーソナル・データの取得・利用に係る懸念として、本人への説明やそれを前提とする本人同意が実効的に機能しているかという課題や、消費者の認知限界を踏まえれば事業者側に適切な配慮や取扱いを求めることが必要ではないかといった課題について、対応の方向性も含め、中間的な整理を行った。今冬に最終報告を取りまとめ、公表する予定。

なお、令和2年度（1月末日時点）において、デジタル市場競争会議を1回、同会議ワーキンググループを9回開催した。

**KPI・  
今後の取組予定**

**【KPI】**

- ・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における検討状況等を踏まえ、今後検討及び整理の予定。
- ・外部委託による「アフィリエイト広告の実態調査」の結果等を踏まえ、今後検討及び整理の予定。

**【今後の取組予定】**

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和3年度	・「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」を踏まえた新たな法的枠組みに関する検討及び必要な法制度の整備、政策の推進等
令和4年度	
令和5年度	・「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言 ― オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書を受けて―」（平成31年4月18日消費者委員会）に掲げられた施策課題の検討・推進
令和6年度	
令和7年度 以降	令和6年度までの取組を踏まえ、検討。

○ 内閣官房の取組

年度	取組内容
令和3年度	デジタル広告市場の競争状況の最終報告を踏まえ、今後検討予定。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	＝
令和7年度 以降	

項目名	② 「データ駆動社会」におけるビッグデータ（パーソナルデータを含む。）の適切な管理と効果的な活用 ア 情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進	担当省庁	総務省、経産省
-----	---	------	---------

施策概要	<p>○ 総務省・経済産業省の取組</p> <p>情報信託機能の認定スキームに関する検討会を開催し、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを実施する。また、総務省において、情報銀行の社会実装を推進するため、情報の活用について必要なルールの検討に資する実証事業を実施するとともに、データ倫理を担う人材の育成と情報銀行を介したデータ連携のための機能の標準化に資する実証を実施する。さらに、情報銀行について、認定団体と連携し、事業者や消費者への普及促進に向けて取り組む。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>情報銀行の認定指針の見直しのための検討を再開。また、総務省において、情報銀行における特殊性の高い情報の活用について必要なルールの検討に資する実証を実施するとともに、データ倫理を担う人材の育成と情報銀行を介したデータ連携のための機能の標準化に資する実証を実施。</u></p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>情報信託機能の認定基準により認定された事業の数<del>←</del> <u>（進捗）</u></p> <p><u>令和2年5月2年度：調査中（令和2年度（3月時点）：5件）：7件</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省・経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td><del>必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の運用に向けてモデルケース創出、必要なルール等の検討に資する実証事業等情報銀行の推進に向けた取組を実施する。</del></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の展開を促進するため、他のデータ取扱事業者から利用者に戻されたデータを安全に受け取る主体として情報銀行が活用されるための標準APIの整備等データ連携の方策等についての取りまとめを行う。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<del>必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の運用に向けてモデルケース創出、必要なルール等の検討に資する実証事業等情報銀行の推進に向けた取組を実施する。</del>	令和3年度	必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の展開を促進するため、他のデータ取扱事業者から利用者に戻されたデータを安全に受け取る主体として情報銀行が活用されるための標準APIの整備等データ連携の方策等についての取りまとめを行う。	令和4年度	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。
年度	取組内容												
令和2年度	<del>必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の運用に向けてモデルケース創出、必要なルール等の検討に資する実証事業等情報銀行の推進に向けた取組を実施する。</del>												
令和3年度	必要に応じて、情報銀行の認定指針の見直しを検討する。また、総務省において、情報銀行の展開を促進するため、他のデータ取扱事業者から利用者に戻されたデータを安全に受け取る主体として情報銀行が活用されるための標準APIの整備等データ連携の方策等についての取りまとめを行う。												
令和4年度	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。												
令和5年度													
令和6年度													
令和7年度以降	引き続き、情報銀行の社会実装を推進するため、運用に向けた課題に対して所要の措置を実施する。												

項目名	② 「データ駆動社会」におけるビッグデータ（パーソナルデータを含む。）の適切な管理と効果的な活用 イ データヘルスの推進等を通じた医療分野等におけるビッグデータの適切な活用	担当省庁	厚生労働省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）、介護DB（介護保険総合データベース）情報の匿名での連結解析を可能とするシステムについて、令和2年度の運用開始に向けて検討する。</p> <p>がんゲノム医療については、質の高いゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センター（C-CAT）に集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬などの革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備し、個別化医療を推進する。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>NDBと介護DBの連結解析が令和2年10月から本格稼働し、行政・研究者・民間事業者等の利活用が可能となった。</u></p> <p><u>がんゲノム医療について、令和元年6月に遺伝子パネル検査が保険収載されて以降、令和2年9月末時点で約10,000症例のゲノム情報と臨床情報がC-CATに登録された。これらの集積した情報を二次利活用する体制について検討を進めた。</u></p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="5">C-CATにおけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進</td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度7年度以降</td> <td><u>C-CATにおけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	C-CATにおけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進	令和3年度4年度	令和4年度5年度	令和5年度6年度	令和6年度7年度以降	<u>C-CATにおけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進</u>
年度	取組内容									
令和2年度3年度	C-CATにおけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進									
令和3年度4年度										
令和4年度5年度										
令和5年度6年度										
令和6年度7年度以降		<u>C-CATにおけるがんゲノム情報等の収集・分析、革新的治療法等の開発推進</u>								

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の 成果の消費生活への導入等における消費者への 配慮等 ア デジタル・プラットフォームの利用に当たって 消費者が留意すべき事項の理解増進	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」での議論等を通じ、「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」を取りまとめ、周知を図るとともに、必要に応じ、デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体の意見を聴いた上で、ガイドブックを改定する。</p> <p>上記ガイドブックを未成年者や高齢者等向けに分かりやすく解説したパンフレットを作成し、消費者向けの普及啓発を行う。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>令和2年7月、「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」を取りまとめ、公表。ガイドブックにおいては、消費者自らがデジタル・プラットフォームを利用する際の留意事項を確認できるよう、購入者と出品者のそれぞれの場合について、取引の手順に即して解説するとともに、事業者が消費者トラブルに対して自主的に講じている具体的取組についても例示した。</u></p> <p><u>これを受けて、消費者庁新未来創造戦略本部では、デジタル社会に対応した情報発信及び普及啓発に関するモデルプロジェクトの一環として、デジタル・プラットフォーム事業者等とも連携して、同ガイドブックを基にした未成年者や高齢者等向けにパンフレットについても公表予定。</u></p>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>デジタル・プラットフォームを介する取引において消費者が注意すべき事項の認知度 (目標)</p> <p>消費者が注意すべき事項の認知度を令和3年度末までに取組前と比較して5割向上させる。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：調査中</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">令和2年度</td> <td style="color: red;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<del>デジタル・プラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック</del>」の取りまとめ</li> <li>・<del>未成年者等向けパンフレットの作成、配布</del></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体との意見交換</li> <li>・必要に応じたガイドブック及びパンフレットの改定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; color: red;">令和7年度以降</td> <td style="color: red;"><u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<del>デジタル・プラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック</del>」の取りまとめ</li> <li>・<del>未成年者等向けパンフレットの作成、配布</del></li> </ul>	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体との意見交換</li> <li>・必要に応じたガイドブック及びパンフレットの改定</li> </ul>	令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</u>
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<del>デジタル・プラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック</del>」の取りまとめ</li> <li>・<del>未成年者等向けパンフレットの作成、配布</del></li> </ul>												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル・プラットフォーム事業者及び消費者団体との意見交換</li> <li>・必要に応じたガイドブック及びパンフレットの改定</li> </ul>												
令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し												
令和5年度													
令和6年度													
令和7年度以降	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</u>												

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 イ 消費者がAIを賢く利活用する方策の周知啓発	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」の下に設けられた AI ワーキンググループでの議論を通じ、消費者がAIのメリット・デメリットを正しく理解し、AIを賢く利活用するための「AI利活用ハンドブック」及び一般消費者向けリーフレットを取りまとめ、消費者向けの普及啓発を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>AI ワーキンググループでの議論を通じ、消費者がAIのメリット・デメリットを正しく理解し、AIを賢く利活用するための「AI利活用ハンドブック」及び一般消費者向けリーフレットを取りまとめ、公表した。消費者に向けた普及啓発のため、各都道府県の消費者行政担当課や消費生活センター、その他消費者保護団体等に展開した。</u></p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>AIに関する消費者の理解度</p> <p>(目標)</p> <p>消費者の理解度を令和3年度末までに取組前と比較して理解度を5割向上させる。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：調査中</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットの取りまとめ</li> <li>・<del>ハンドブック及びリーフレット</del>を用いた普及啓発</li> <li>・必要に応じたハンドブック及びリーフレットの改定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度以降</td> <td>施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットの取りまとめ</li> <li>・<del>ハンドブック及びリーフレット</del>を用いた普及啓発</li> <li>・必要に応じたハンドブック及びリーフレットの改定</li> </ul>	令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し
年度	取組内容										
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットの取りまとめ</li> <li>・<del>ハンドブック及びリーフレット</del>を用いた普及啓発</li> <li>・必要に応じたハンドブック及びリーフレットの改定</li> </ul>										
令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し										
令和5年度											
令和6年度											
令和7年度以降	施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し										

<p><b>項目名</b></p>	<p>③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の 成果の消費生活への導入等における消費者への 配慮等 ウ 「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応 した消費者教育・普及啓発の推進【再掲】</p>	<p><b>担当省庁</b></p>	<p><b>消費者庁</b></p>
-------------------	--	--------------------	--------------------

<p><b>施策概要</b></p>	<p><b>○ 消費者庁の取組</b></p> <p>社会のデジタル化に伴い発生している新たな消費者問題に対応するための知識を消費者に身に付けてもらうため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議での検討等</li> </ul> <p>デジタル化に対応した消費者教育の今後の具体的な推進方策について消費者教育推進会議等の場で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用デジタル教材の開発</li> </ul> <p>「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえ、アクティブラーニングの考え方を取り入れ、e-ラーニングやオンライン授業に対応した、啓発用の教材を開発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した普及啓発の強化</li> </ul> <p>SNS やPR プラットフォームサービスを利用するなど、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信を行う。</p> <p><b>(令和2年度実績)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議の下に、「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を設置（令和2年10月）し、当分科会では、（1）社会のデジタル化を踏まえた、各ライフステージにおいて消費者が身に付けることが望まれる事項、（2）デジタル技術や「新しい生活様式」の普及、各世代の特性等を踏まえた、消費者教育の場や情報発信手法等について検討を行った。</li> <li>・令和2年11月から「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」を開催し、各世代（若年者、社会人、高齢者）に対して、デジタル機器サービスに関する消費者被害の予防・拡大防止を図るために、消費者がデジタル技術を用いて自ら知識を習得でき、消費者教育の現場でも活用可能なデジタル教材開発について検討している。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関連して、消費者が不正確な情報に惑わされることがないように、正確な情報を早く消費者へ届けるため、より多くの消費者に直接的に情報を届けるツールとして、LINE 株式会社の協力の下、LINE 公式アカウント「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」を開設した。SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスとして、新型コロナウイルスに便乗した詐欺や悪質商法等の手口とその対処法、新型コロナウイルスに関連した最近の消費生活相談の事例、新しい生活様式に関して消費者として留意すべきポイント等について関係省庁等と連携の上、情報配信した。また、PR プラットフォームを活用して、幅広いWEB メディア等を通じた情報配信にも取り組んだ。</li> </ul>
--------------------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ①普及啓発：SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数
- ②デジタル教材：教材を利用した学校での授業実施状況（令和4年度に徳島県で開始）

（目標）

SNS 公式アカウントでのプッシュ型情報配信サービスの登録数を令和3年度に20万以上とする。

（進捗）

- ①令和2年度（1月時点）：登録数：6.7万人

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

<u>年度</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進会議での結論</li> <li>・デジタル教材の内容決定、開発</li> <li>・SNS 公式アカウントによる情報発信</li> <li>・PR プラットフォームの利用開始</li> </ul>
<u>令和4年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材の授業での利用開始</li> <li>・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</li> </ul>
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度以降</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の実施状況を検証し、必要に応じ見直し</li> </ul>

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他 技術革新の成果の消費生活への導入等 における消費者への配慮等 <u>エ 利用者向けデジタル活用支援</u>	担当省庁	<u>総務省</u>
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ <u>総務省</u>の取組</p> <p><u>オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにする「デジタル活用支援員」について、令和2年度に全国11箇所（12件）で実証を実施し、デジタル活用支援員の担い手、実施体制等の検討等を行い、令和3年度から本格的に実施する。</u></p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p><u>デジタル活用支援に係る講座等の実施回数</u></p> <p>(目標)</p> <p><u>令和3年度に全国1,000箇所デジタル活用支援に係る講座等を実施する。</u></p> <p><u>※デジタル活用支援員とは、理解やスキルが十分でない利用者等に対して、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等の対応支援をする者。</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ <u>総務省</u>の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和3年度</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>デジタル活用支援員の実施・普及啓発等</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和4年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和5年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和6年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和7年度以降</u></td> <td style="text-align: center;"><u>デジタル活用支援員の実施・普及啓発等</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	<u>令和3年度</u>	<u>デジタル活用支援員の実施・普及啓発等</u>	<u>令和4年度</u>	<u>令和5年度</u>	<u>令和6年度</u>	<u>令和7年度以降</u>	<u>デジタル活用支援員の実施・普及啓発等</u>
年度	取組内容									
<u>令和3年度</u>	<u>デジタル活用支援員の実施・普及啓発等</u>									
<u>令和4年度</u>										
<u>令和5年度</u>										
<u>令和6年度</u>										
<u>令和7年度以降</u>	<u>デジタル活用支援員の実施・普及啓発等</u>									

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の 成果の消費生活への導入等における消費者への 配慮等 オ デジタル機器・サービスの利用に係る新たな消 費者問題への対応	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>社会のデジタル化の進展に伴い新たに登場したデジタル機器・サービスに関する消費者トラブルに対応するため、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえて以下の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究          SNSによるデマ拡散による買占め騒動などデジタル社会に特徴的に見られる消費者の行動について詳細な調査分析を行う。</li> <li>・SNSに係る消費者問題への対応          事業者団体と連携してSNS広告その他消費者トラブルの解消を図る。</li> <li>・<del>オンラインゲームに係る消費者問題への対応</del>  <del>事業者団体と連携してオンラインゲームに係る消費者トラブルの解消を図るとともに、ゲーム依存症に関する相談が本人や家族から寄せられた際の消費生活相談員向けのマニュアルを作成して相談員に配布する。</del></li> <li>・<del>キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応</del>  <del>多様化・複雑化しているキャッシュレス決済における事業者（決済代行業者や立替払事業者）の実態を調査した上で、消費者向け啓発資料を作成して普及啓発を行うなど必要な対策を講じる。</del></li> </ul> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国際消費者政策研究センターにおいて「新型コロナウイルス感染拡大の影響による消費者の消費行動の変化等に関する研究」プロジェクトを実施。</u></li> <li>・<u>事業者団体と連携して消費者トラブル等につながるSNSでの投稿等の情報を確認。確認した情報に基づいた消費者向け啓発資料の作成・情報発信の実施。</u></li> </ul>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①デジタル社会における消費者行動に係る調査研究</p> <p>②SNSに係る消費者問題への対応（SNSに係る消費者トラブルの件数（相談件数））</p> <p><del>③オンラインゲームに係る消費者問題への対応（ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度及び利用率）</del></p> <p><del>④キャッシュレス決済に係る消費者問題への対応（事業者の現況調査）</del></p> <p><b>（目標）</b></p> <p>①調査研究結果を令和3年度に公表し、必要な対策を令和4年度から講じる。</p> <p>②SNSに係る消費者トラブルの件数（相談件数）を対象期間中に半減させる。</p> <p><del>③対象期間中に、ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度を8割、利用率を5割にする（令和元年度時点でそれぞれ58.2%、20.3%）。</del></p> <p><del>④事業者の現況調査結果を令和2年度に公表し、必要な施策を令和3年度から講じる。</del></p> <p><b>（進捗）</b></p> <p><u>①国際消費者政策研究センターにおいて「新型コロナウイルス感染拡大の影響による消費者の消費行動の変化等に関する研究」プロジェクトを開始し、調査研究を推進</u></p> <p><u>②令和2年度（2月24日時点）：33,078件（令和元年度：25,736件）</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>2年度</del><b>3年度</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究、<del>及びキャッシュレス決済に係る事業者の現況調査を結果の実施。</del></li> <li>・<del>ゲーム依存症に係る消費生活相談員向けマニュアルを作成</del></li> <li>・<del>オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発イベント等の実施。</del></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>令和7年度以降</b></td> <td><u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2年度</del> <b>3年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究、<del>及びキャッシュレス決済に係る事業者の現況調査を結果の実施。</del></li> <li>・<del>ゲーム依存症に係る消費生活相談員向けマニュアルを作成</del></li> <li>・<del>オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発イベント等の実施。</del></li> </ul>	令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。	令和5年度	令和6年度	<b>令和7年度以降</b>	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>
年度	取組内容										
令和 <del>2年度</del> <b>3年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会における消費者行動に係る調査研究、<del>及びキャッシュレス決済に係る事業者の現況調査を結果の実施。</del></li> <li>・<del>ゲーム依存症に係る消費生活相談員向けマニュアルを作成</del></li> <li>・<del>オンラインゲーム及びSNSに関する普及啓発イベント等の実施。</del></li> </ul>										
令和4年度	施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。										
令和5年度											
令和6年度											
<b>令和7年度以降</b>	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>										

<u>項目名</u>	<u>③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の 成果の消費生活への導入等における消費者への 配慮等</u> <u>カ オンラインゲームに係る消費者問題への対応</u>	<u>担当省庁</u>	<u>消費者庁</u>
------------	---	-------------	-------------

<u>施策概要</u>	<p><u>○ 消費者庁の取組</u></p> <p><u>「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」取りまとめを踏まえ、オンラインゲームに係る消費者問題への対応として、事業者団体と連携してオンラインゲームに係る消費者トラブルの解消を図るとともに、オンラインゲームに関する相談が本人や家族から寄せられた際の消費生活相談員向けマニュアルを作成して相談員に配布する。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>「オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアル作成に係るアドバイザー一会議」を開催。</u></p> <p><u>コロナ禍における消費者被害防止キャンペーンの一環として、「オンラインゲームとの正しい付き合い方」をテーマにオンラインセミナーを実施。</u></p>
-------------	--

<u>KPI・ 今後の取組予定</u>	<p><u>【KPI】</u></p> <p><u>オンラインゲームに係る消費者問題への対応</u></p> <p><u>①ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度</u></p> <p><u>②ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の利用率</u></p> <p><u>(目標)</u></p> <p><u>対象期間中に、ペアレンタルコントロール機能に関する保護者の認知度を8割、利用率を5割にする。</u></p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>①令和2年度：調査中（令和元年度：58.2%）</u></p> <p><u>②令和2年度：調査中（令和元年度：20.3%）</u></p> <p>—</p> <p><u>【今後の取組予定】</u></p> <p><u>○ 消費者庁の取組</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>年度</u></th> <th style="text-align: center;"><u>取組内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和3年度</u></td> <td><u>オンラインゲームに関する普及啓発の実施。</u> <u>オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアルの作成・配布</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和4年度</u></td> <td rowspan="3"><u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和5年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和6年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和7年度 以降</u></td> <td><u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>年度</u>	<u>取組内容</u>	<u>令和3年度</u>	<u>オンラインゲームに関する普及啓発の実施。</u> <u>オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアルの作成・配布</u>	<u>令和4年度</u>	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>	<u>令和5年度</u>	<u>令和6年度</u>	<u>令和7年度 以降</u>	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>
<u>年度</u>	<u>取組内容</u>										
<u>令和3年度</u>	<u>オンラインゲームに関する普及啓発の実施。</u> <u>オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアルの作成・配布</u>										
<u>令和4年度</u>	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>										
<u>令和5年度</u>											
<u>令和6年度</u>											
<u>令和7年度 以降</u>	<u>施策の実施状況を検証し、必要に応じ既存施策の見直しや新たな施策を実施。</u>										

<u>項目名</u>	<u>③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等</u> <u>キ 電子商取引環境整備に資するルール整備【再掲】</u>	<u>担当省庁</u>	<u>経済産業省</u>
------------	---	-------------	--------------

<u>施策概要</u>	<p><u>○ 経済産業省の取組</u></p> <p><u>学識経験者、関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂することを通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備する。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に伴う所要の見直しを中心として、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を令和2年8月28日に改訂。</u></p>
-------------	---

<u>KPI・今後の取組予定</u>	<p><u>【KPI】</u></p> <p><u>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況</u></p> <p><u>(目標)</u></p> <p><u>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</u></p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年8月28日改訂</u></p> <p><u>【今後の取組予定】</u></p> <p><u>○ 経済産業省の取組</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>年度</u></th> <th style="text-align: center;"><u>取組内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和3年度</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和4年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和5年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和6年度</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和7年度以降</u></td> <td style="text-align: center;"><u>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>年度</u>	<u>取組内容</u>	<u>令和3年度</u>	<u>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</u>	<u>令和4年度</u>	<u>令和5年度</u>	<u>令和6年度</u>		<u>令和7年度以降</u>	<u>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</u>
<u>年度</u>	<u>取組内容</u>										
<u>令和3年度</u>	<u>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</u>										
<u>令和4年度</u>											
<u>令和5年度</u>											
<u>令和6年度</u>											
<u>令和7年度以降</u>	<u>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</u>										

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 <del>未</del> 自動運転の実現に向けた制度整備の推進	担当省庁	内閣官房、警察庁、 <del>消費者庁</del> 、法務省、国土交通省、 <u>経済産業省</u> 、関係府省庁等庁
-----	--	------	---

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>自動運転車のための専用空間の在り方や、路車連携技術等を含む自動運転に対応した道路空間の基準・制度等について検討を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>道路法等の一部を改正(令和2年5月)し、自動運転車の運行を補助する磁気マーカ等の自動運行補助施設を道路附属物として位置付けるとともに、施行(令和2年11月)に合わせ基準等を策定した。</u></p> <p>○ 警察庁の取組</p> <p>レベル4の自動運転に向けた制度整備に係る課題等について検討する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>「自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を開催し、従来の運転者の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について検討を行った。</u></p> <p><del>○ 消費者庁及び関係省庁の取組</del></p> <p><del>ソフトウェアの更新の際の製造物責任法の適用関係等について、技術的動向を踏まえて継続検討する</del></p> <p>○ 法務省の取組</p> <p>交通ルール、運送事業に関する法制度等により、様々な関係主体に期待される役割や義務を明確化することを踏まえ、刑事責任に関する検討を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>自動運転の実用化が検討されている様々なケースにおいて、道路交通法等の関係法令等の交通ルール、運送事業に関する法制度等により、関係主体(運転者、利用者、車内安全要員、遠隔監視・操作者、サービス事業者等)に期待される役割や義務の明確化についての検討結果を踏まえて行うべきものであり、その議論の方向性等を注視している。</u></p> <p>○ <u>経済産業省・国土交通省等関係省庁の取組</u></p> <p><u>ソフトウェアの更新の際の製造物責任法の適用関係等について、技術的動向を踏まえて継続検討する。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>経済産業省・国土交通省委託事業「令和2年度高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業 自動走行の民事上の責任及び社会受容性に関する研究」において自動運転の法的論点に係る検討の会を開催して議論を行い、検討結果を取りまとめる予定(3月にとりまとめ予定)。</u></p>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>官民 ITS 構想・ロードマップに記載されている以下の自動運転の目標達成に必要な制度整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年に高速道路での自家用車のレベル3の自動運転実現</li> <li>令和2年度に新東名高速道路でのトラックの後続無人隊列走行技術の実現 令和4年度以降に高速道路でのトラックの後続無人隊列走行の商業化</li> <li>令和2年に実証実験の枠組を利用した自動運転移動サービスの実現 —レベル4の自動運転移動サービスの実現</li> </ul> <p><u>(進捗)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>改正道路運送車両法：自動運転車等の設計・製造過程から使用過程にわたる安全性を一体的に確保するための規定を整備（令和2年4月施行）</u></li> <li><u>改正道路交通法：自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定を整備（令和2年4月施行）</u></li> <li><u>道路法等の一部を改正し、自動運転車の運行を補助する施設（磁気マーカ等）を道路付属物と位置付け（令和2年11月施行）</u></li> <li><u>自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準を改訂し、監視・操作状態の明確化、許可に係る手続を合理化（令和2年9月）</u></li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度 <u>3年度</u></td> <td rowspan="2">道路附属物に位置づけた自動運転車のために縁石等により構造的に分離された専用空間、<del>道路に敷設</del>運行を補助する電磁誘導線自動運行</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 <u>4年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和4年度 <u>5年度</u></td> <td rowspan="2">補助施設など、自動運転に対応した道路空間の基準等を整備</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 <u>6年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和6年度 <u>7年度</u> 以降</td> <td>自動運転に対応した道路空間の基準等を整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度<u>3年度</u></td> <td rowspan="3">レベル4の自動運転に向けた制度整備について検討</td> </tr> <tr> <td>令和3年度<u>4年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和4年度<u>5年度</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度 <u>3年度</u>	道路附属物に位置づけた自動運転車のために縁石等により構造的に分離された専用空間、 <del>道路に敷設</del> 運行を補助する電磁誘導線自動運行	令和3年度 <u>4年度</u>	令和4年度 <u>5年度</u>	補助施設など、自動運転に対応した道路空間の基準等を整備	令和5年度 <u>6年度</u>	令和6年度 <u>7年度</u> 以降	自動運転に対応した道路空間の基準等を整備	年度	取組内容	令和2年度 <u>3年度</u>	レベル4の自動運転に向けた制度整備について検討	令和3年度 <u>4年度</u>	令和4年度 <u>5年度</u>
	年度	取組内容															
令和2年度 <u>3年度</u>	道路附属物に位置づけた自動運転車のために縁石等により構造的に分離された専用空間、 <del>道路に敷設</del> 運行を補助する電磁誘導線自動運行																
令和3年度 <u>4年度</u>																	
令和4年度 <u>5年度</u>	補助施設など、自動運転に対応した道路空間の基準等を整備																
令和5年度 <u>6年度</u>																	
令和6年度 <u>7年度</u> 以降	自動運転に対応した道路空間の基準等を整備																
年度	取組内容																
令和2年度 <u>3年度</u>	レベル4の自動運転に向けた制度整備について検討																
令和3年度 <u>4年度</u>																	
令和4年度 <u>5年度</u>																	

	年度	
	令和5年度6年度	
	令和6年度7年度以降	制度整備について検討
○ 消費者庁及び経済産業省・国土交通省等関係省庁の取組		
	年度	取組内容
	令和2年度3年度	技術的動向等を踏まえ検討
	令和3年度4年度	
	令和4年度5年度	
	令和5年度6年度	
	令和6年度7年度以降	技術的動向等を踏まえ検討

項目名	③ デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等 <u>ケ</u> 犬猫のマイクロチップ登録義務化	担当省庁	環境省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>令和元年改正動物愛護管理法において、販売に供される犬猫へのマイクロチップ装着と情報の登録が義務化された。同規定は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の公布の日から3年を超えない範囲での施行となっており、その着実な施行に向けて、犬猫へのマイクロチップ装着・情報登録の管理に係る体制の整備及び電子情報システムの構築を行うこととしている。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>令和2年7月より電子情報システムを構築中（継続）。</u></p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p><u>(進捗)</u></p> <p><u>オンライン利用率</u></p> <p><u>(目標)</u></p> <p><u>90%（令和5年3月末）</u></p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>—（施行前のため）</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>オンライン利用率＝システム申請件数／（システム申請件数＋紙申請件数）</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和2年度3年度</u></td> <td>政省令等の検討、登録システムの構築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td>制度の普及啓発</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和7年度以降</u></td> <td><u>制度の普及啓発</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	<u>令和2年度3年度</u>	政省令等の検討、登録システムの構築	令和4年度		令和5年度	制度の普及啓発	令和6年度		<u>令和7年度以降</u>	<u>制度の普及啓発</u>
年度	取組内容												
<u>令和2年度3年度</u>	政省令等の検討、登録システムの構築												
令和4年度													
令和5年度	制度の普及啓発												
令和6年度													
<u>令和7年度以降</u>	<u>制度の普及啓発</u>												

### (2.3) 消費生活のグローバル化の進展への対応

項目名	① 越境消費者トラブルへの対応力の強化	担当省庁	消費者庁
施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センター越境消費者センター（CCJ）において、越境消費者トラブルに関する相談対応を実施し、消費者に対して相談内容に応じた助言や情報提供を行う。</p> <p>また、海外機関との更なる連携強化・拡大に努め、越境取引における消費者トラブルへ効果的に対応する。</p> <p>また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめ等を踏まえたCCJの態勢等の強化について検討を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>CCJでは、令和3年度1月末までに、3,830件の相談に対応した。</u></p> <p><u>また、提携海外消費者機関は15機関26カ国・地域となっている。</u></p>		

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ・①相談対応状況（平成30年度：6,257件相談受付件数）
- ・②提携先海外消費者機関数（令和元年度：15機関26か国・地域）

（目標）

国民生活センター越境消費者センター（CCJ）を活用し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行うとともに、提携先海外消費者機関を拡大する。

（進捗）

①令和2年度：3,830件（令和元年度：6,018件）

※なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、4月10日18時から6月1日9時30分まで、消費者からの新規相談受付を休止した。

②令和2年度（令和3年1月末現在）：15機関26カ国・地域（令和元年度：15機関26か国・地域）

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大
令和3年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大 CCJの態勢等の強化の検討
令和4年度	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	適切な相談対応の実施、海外機関との更なる連携強化・拡大

項目名	② 訪日外国人・在留外国人からの相談に対応する体制の強化	担当省庁	消費者庁
-----	------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センターにおいて、訪日外国人に対する相談対応を実施し、相談内容を踏まえた情報提供を行うとともに、相談窓口の周知を実施する。</p> <p>また、地方消費者行政のための交付金等を通じて、消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制を強化する。</p> <p>さらに、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめを踏まえ、関係機関との連携強化を図る。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地方消費者行政のための交付金等を通じて、消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の整備を支援した。</u></li> <li>・<u>国民生活センター訪日観光客消費者ホットラインでは、令和3年1月末日現在、106件の相談に対応した。</u></li> <li>・<u>また、多言語による安定した情報を提供するため、訪日観光客を対象とした多言語ホームページ及び多言語チャットボットについて、令和3年度中の開設を目指して準備を進めている。</u></li> </ul>
------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ①地方公共団体における在留外国人からの相談に対する体制の整備状況  
→ (在留外国人からの相談に対する体制がある自治体数)
- ②訪日観光客消費者ホットラインによる相談実施状況  
→(令和元年度：254件(平成31年4月1日～令和元年12月31日))  
→(平成30年度：62件(平成30年12月3日～平成31年3月31日))
- ③国民生活センターにおける多言語による情報提供数(平成30年度：3件)
- 地方公共団体における在留外国人からの相談に対する体制の整備状況

(目標)

訪日観光客消費者ホットラインにおいて、訪日外国人向けの消費生活相談を適切に実施するとともに、訪日外国人が被害に遭いやすいトラブルについて、多言語で情報提供を行う。

(進捗)

- ①令和2年度：393自治体
- ②令和2年度(令和3年1月末時点)：106件(令和元年度369：254件)  
※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため、4月27日～5月29日は、新規相談受付を休止した。
- ③令和2年度：1件(令和元年度：2件)  
※なお、多言語での訪日観光客向けの情報を提供するため現在訪日窓口専用ホームページ及びチャットボットを構築中

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人に対する適切な相談対応の実施・情報提供、対応言語の更なる拡充の検討</li> <li>・地方消費者行政のための交付金等の活用等による消費生活センター等における在留外国人に対する消費生活相談体制の強化</li> <li>・関係機関との連携強化</li> </ul>
令和3年度4年度	
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	
令和6年度7年度以降	

項目名	③ 二国間・地域間・多国間における政策 対話・協力等の実施	担当省庁	消費者庁、外務省、 関係府省庁等
-----	----------------------------------	------	---------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、外務省、関係府省庁等の取組</p> <p>消費者問題に係る二国間・地域間の情報共有や連携の強化を図るとともに、OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、グローバル化する消費者問題について、多国間における情報共有や連携の強化を図る。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>毎年2回(春・秋)開催されるOECD消費者政策委員会及び下部業部会であるOECD製品安全作業部会に継続的に参加した。日本は、消費者政策委員会及び製品安全作業部会のビューロー(幹事役)の一端を担ってきており、消費者政策委員会では、引き続き副議長を務めるとともに、製品安全作業部会では、2016年1月から2018年12月まで議長を務め、2019年1月からは副議長を務めている。さらに、デジタル広告、国際協力などの知見を得るため、OECD競争委員会(作業部会)にも参加している。</u></p>
------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ① 二国間・地域間における政策対話等の実施状況 ~~（令和元年度：10件）~~
- ② 多国間協力の取組への参画状況 ~~（令和元年度：9件）~~

（目標）

- ① 各年度における実施件数の平均が2件以上となることを目指す。
- ② 各年度における実施件数の平均が4件以上となることを目指す。

（進捗）

- ① 令和2年度（12月時点）：0件  
※新型コロナウイルス感染症の拡大による延期等による。
- ② 令和2年度（12月時点）：6件（オンラインでの参加を含む）

（定義）

- ① 二国間・地域間における政策対話等の実施件数
- ② 多国間協力の取組への参画件数

【今後の取組予定】

- 消費者庁、外務省、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二国間・地域間における政策対話等の実施</li> <li>・ OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、多国間における情報共有や国際的な連携を図る。</li> <li>※相手国、利害関係、関心事項に応じて、取り扱うテーマ、取組内容は変化</li> </ul>
令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	
令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	
令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	
<u>令和<del>6</del><u>7</u>年度以降</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>二国間・地域間における政策対話等の実施</u></li> <li>・ <u>OECD 消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、多国間における情報共有や国際的な連携を図る。</u></li> <li><u>※相手国、利害関係、関心事項に応じて、取り扱うテーマ、取組内容は変化</u></li> </ul>

項目名	④ 海外消費者関係法執行機関との連携	担当省庁	消費者庁
-----	--------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国境を越えた不正取引への取組を推進するため、海外の消費者関係法執行機関との連携を図る。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>ICPEN (消費者保護及び執行のための国際ネットワーク) の本会合に参加するとともに、同機関が推奨する「詐欺防止月間」を5月に、「インターネット・スウィープ」を11月に実施した。</u></p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>海外消費者関係法執行機関との連携の状況：</p> <p><u>①ICPENの本会合への出席回数(令和元年度：1回)</u></p> <p><u>②詐欺防止月間の実施回数(令和元年度：1回)</u></p> <p><u>③インターネットスウィープの実施回数(令和元年度：1回)</u></p> <p>(目標)</p> <p>→①各年度における本会合への出席回数の平均が1回以上となることを目指す。</p> <p>→②詐欺防止月間を毎年度実施することを目指す。</p> <p>→③インターネットスウィープをICPEN年度(7月～6月)ごとに実施することを目指す。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>①令和2年度：2回(オンラインでの参加を含む)</u></p> <p><u>②令和2年度：1回</u></p> <p><u>③令和2年度：1回</u></p> <p>(定義)</p> <p>ICPENの本会合への出席回数、詐欺防止月間の実施回数、インターネットスウィープの実施回数等</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度3年度</td> <td>海外の消費者関係法執行機関との連携</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度4年度</td> <td>※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	海外の消費者関係法執行機関との連携	令和3年度4年度	※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化	令和4年度5年度		令和5年度6年度	
年度	取組内容										
令和2年度3年度	海外の消費者関係法執行機関との連携										
令和3年度4年度	※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化										
令和4年度5年度											
令和5年度6年度											

	<u>年度</u>	
	<u>令和6年度7年度以降</u>	<u>海外の消費者関係法執行機関との連携</u> <u>※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化</u>

項目名	⑤ 消費者庁新未来創造戦略本部の機能を活用した国際共同研究等の推進	担当省庁	消費者庁
-----	-----------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>令和2年度に、新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造及び発信・交流の恒常的な拠点として徳島県に発足する「消費者庁新未来創造戦略本部」において、海外の消費者政策の動向や研究成果を長期的な消費者政策にいかせるよう、国際共同研究等を実施する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル社会における消費者法制の比較法研究」プロジェクトを開始。</li> <li>・「アジア地域におけるウィズコロナ、ポストコロナでの消費生活相談と消費者教育について」をテーマに、3月16日に国際シンポジウムを開催。</li> </ul>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>国際共同研究等の成果報告会の開催回数</p> <p>(目標)</p> <p>国際共同研究等の成果報告会を年1回以上開催することを目指す。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：1回（3月16日に国際シンポジウムを開催）</u></p> <p>(定義)</p> <p>消費者政策に関する課題について、国内及び海外からの研究者・研究機関が参加し、それぞれの研究成果を報告する会合の回数</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="4">国際共同研究等の実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>国際共同研究等の実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置	令和3年度	国際共同研究等の実施	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	国際共同研究等の実施
年度	取組内容											
令和2年度	消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた準備 消費者庁新未来創造戦略本部の設置											
令和3年度	国際共同研究等の実施											
令和4年度												
令和5年度												
令和6年度												
令和7年度以降	国際共同研究等の実施											